

事務事業名	障がい者補装具給付事業				担当	健康福祉部 社会福祉課 障害者福祉係			
政策名	C	思いやりと安心に満ちたみんな元気なまちづくり				電話番号	0285-83-8129		
施策名	3	障がい者の自立と社会参加の支援				☐ 実施計画上の主要事業			
基本事業名						事業期間	☐ 半年度のみ ☒ 半年度繰返（開始年度 昭和24 年度～） ☐ 期間限定複数年度（ 年度～ 年度）		
法令根拠	障害者総合支援法、真岡市障害児補装具費利用者負担金助成事業実施要綱								
予算科目	1. 一般会計	3. 民生費	1. 社会福祉費	1. 社会福祉総務費					
事業概要	身体障がい児・者の部分的欠損または身体の機能の損傷を、直接的に補うための用具（補装具）を交付・修理を行い、身体障がい児・者の社会生活や日常生活の能率の向上を目的とする。 補装具価格は法令に定める基準額を上限とする。 介護保険法により、支給又は貸与を受けられるものは、給付の対象から除く（オーダーメイドによるものは障害者総合支援法にて給付）。 補装具の種類 視覚障害…盲人安全つえ、義眼 聴覚障害…補聴器・肢体不自由…義肢、装具、車いす、座位保持装置、歩行器、歩行補助つえ（Ｔ字つえを除く） その他法令に定める補装具交付・修理を受けた者は、１割を負担する。 所得制限がある。 国庫補助金 国1/2・県1/4								

① 手段（主な活動） 27年度実績 対象者から申請（新規・児童の場合医師の意見書添付）→補装具費委託業者に見積依頼→県の判定機関（とちぎリハビリテーションセンター）へ判定依頼し、その判定に基づき交付・修理の決定を行なう→業者へ委託通知→納品後の請求により支払 28年度計画 前年度と同様	⑤ 活動指標（事務事業の活動量を表す指標）の推移							
	名称		単位	24 年度(実績)	25 年度(実績)	26 年度(実績)	27 年度(実績)	28 年度(見込)
	ア	補装具費の申請者数	人	139	145	153	117	150
	イ							
	ウ							
	エ							
	オ							
② 対象（誰、何を対象にしているのか）＊人や自然資源等 補装具費を支給することにより、改善が期待される身体障害者手帳を所持している人	⑥ 対象指標（対象の大きさを表す指標）の推移							
	名称		単位	24 年度(実績)	25 年度(実績)	26 年度(実績)	27 年度(実績)	28 年度(見込)
	ア	身体障害者手帳を所持している人数	人	2,774	2,835	2,630	2,728	2,742
	イ							
	ウ							
	エ							
	オ							
③ 意図（この事業によって、対象をどう変えるのか） 失われた身体機能や損傷のある身体機能を補う。	⑦ 成果指標（対象における意図された対象の程度）の推移							
	名称		単位	24 年度(実績)	25 年度(実績)	26 年度(実績)	27 年度(実績)	28 年度(見込)
	ア	補装具の交付者数	人	139	145	153	117	150
	イ							
	ウ							
	エ							
	オ							
④ 結果（どんな結果（上位施策）に結びつけるのか） 精神的、身体的、経済的に自立してもらう。 積極的に社会参加してもらう。	⑧ 上位成果指標（結果の達成度を表す指標）の推移							
	名称		単位	24 年度(実績)	25 年度(実績)	26 年度(実績)	27 年度(実績)	28 年度(見込)
	ア	支給を受けて生活の質が改善された障がい児・者の割合	%	100	100	100	100	100
	イ							
	ウ							
	エ							
	オ							

(2) 総事業費の推移				単位	24 年度(実績)	25 年度(実績)	26 年度(実績)	27 年度(実績)	28 年度(見込)
投入量	事業費	財源内訳	国庫支出金	千円	6,128	5,564	7,317	7,556	7,706
			県支出金	千円	3,064	2,782	3,758	3,878	3,953
			地方債	千円	0	0	0	0	0
			その他	千円	0	0	0	0	0
			一般財源	千円	3,065	2,782	4,372	5,241	4,580
			事業費計 (A)	千円	12,257	11,128	15,447	16,675	16,239
	人件費		正規職員従事人数	人	2	1	1	1	2
			延べ業務時間	時間	500	650	650	650	650
			人件費計 (B)	千円	2,101	2,642	2,744	2,724	2,724
			トータルコスト(A)+(B)	千円	14,358	13,770	18,191	19,399	18,963

①この事務事業を開始したきっかけは何か？ いつごろどんな経緯で開始されたのか？	身体障害者福祉法の制定により、昭和 24 年から開始された。
②事務事業を取り巻く状況（対象者や根拠法令等）はどう変化しているか、開始時期あるいは 5 年前と比べてどう変わったのか？	対象者が増加している。 ニーズの多様化や高性能化により、基準に定める補装具の種類が増加している。 介護保険の福祉用具と共通する補装具の交付については、介護保険貸与が優先されるが、オーダーメイドによるものは障害者自立支援法にて給付している。 平成 18 年 4 月から、身体障害者福祉法から障害者自立支援法へ移行し、利用者は原則 1 割自己負担となり、ストマ用装具、歩行補助つえ（Ｔ字つえ）、人工喉頭が日常生活用具へ、意思伝達装置が補装具へ移行した。 平成 21 年 10 月から、市の要綱により障がい児の保護者の自己負担が無料となった。 平成 22 年 4 月から、障害者自立支援法一部改正により、低所得（市町村民税非課税）者の自己負担が無料となった。 平成 25 年 4 月から、「障害者自立支援法」が「障害者総合支援法」となった。
③この事務事業に対して関係者（住民、議会、事業対象者、利害関係者等）からどんな意見や要望が寄せられているか？	

2. 1 次評価の部 ＊原則は事後評価、ただし複数年度事業は途中評価

目的妥当性評価	①政策体系との整合性 ・この事務事業の目的は、市の政策体系に結びつくか？ ・意図することが結果（上位施策）に結びついているか？	☒ 結びついている ☐ 見直し余地がある 補装具費給付事業は、障がい者の自立支援を高め、障がい者の社会参加を推進し、市民福祉の向上につながる。
	②公共関与の妥当性 ・なぜこの事務事業を市が行わなければならないのか？ ・税金を投入して達成する目的か？	☒ 妥当である ☐ 見直し余地がある 障害者総合支援法第76条により、市町が実施主体と定められている。
	③対象と意図の妥当性 ・対象を限定・追加すべきか？ ・意図を限定・拡充すべきか？	☒ 適切である ☐ 対象を見直す必要がある ☐ 意図を見直す必要がある 対象及び目的は法の基準に基づいているので、拡大縮小の余地はない。
有効性評価	④成果の向上余地 ・成果を向上させる余地はあるか？ ・成果の現状水準とあるべき水準の差異はないか？ ・何が原因で成果向上が期待できないのか？	☒ 向上余地はない ☐ 向上余地がある 申請による給付になるが、手帳交付時の事業説明により補装具を必要としている障がい者は申請を行なっているため、向上の余地はない。
	⑤廃止・休止の成果への影響 ・事務事業を廃止・休止した場合の影響の有無とその内容は？	☒ 影響がある ☐ 影響がない 障害者総合支援法に基づいて実施しているので、廃止・休止はできない。
	⑥類似事業との統合や連携の可能性 ・他に、類似の形態の事務事業はないか？	☐ 類似事業がある（類似の事務事業名を記載） ☒ 類似事業はない
	・類似事業がある場合、その事業と統合したり連携を図ることができるか？	☐ 他の事業と統合・連携ができる ☐ 他の事業と統合・連携できない
効率性評価	⑦事業費の削減余地 ・成果を下げずに事業費を削減できないか？ （仕様や工法の適正化、住民の協力など）	☒ 削減余地がない ☐ 削減余地がある 法令で定まっているので事業費の削減は難しい。
	⑧人件費（延べ業務時間）の削減余地 ・やり方を工夫して延べ業務時間を削減できないか？ ・成果を下げずに正社員以外の職員や委託でできないか（アウトソーシングなど）	☒ 削減余地がない ☐ 削減余地がある 必要最小限の人員で事務処理を行なっているため、人件費の削減余地はない。
公平性評価	⑨受益機会・費用負担の適正化余地 ・事業の内容が一部の受益者に偏って不公平ではないか？ ・受益者負担が公正・公平になっているか？	☒ 公正・公平である ☐ 見直し余地がある 障害者総合支援法に基づいて実施しているので、公平・公正である。

3. 改革・改善方向の部

(1) 改革の方向性（改革案・実行計画） ☐ 廃止 ☐ 見直し（ ☐ ：目的妥当性 ☐ ：有効性 ☐ ：効率性 ☐ ：公平性） ☐ 統合 ☒ 継続	(3) 改革・改善による期待成果 <table><tr><td></td><td></td><th colspan="3">コスト</th></tr><tr><td></td><td></td><th>削減</th><th>維持</th><th>増加</th></tr><tr><th rowspan="3">成果</th><th>向上</th><td></td><td></td><td></td></tr><tr><th>維持</th><td></td><td>○</td><td></td></tr><tr><th>低下</th><td></td><td></td><td></td></tr></table>			コスト					削減	維持	増加	成果	向上				維持		○		低下			
			コスト																					
		削減	維持	増加																				
成果	向上																							
	維持		○																					
	低下																							
(2) 改革、改善を実現する上で克服すべき課題は何か？それをどう克服していくか？																								

4. 事務事業の 2 次評価結果（事業の総括と事業の方向性）

(1) 1 次評価結果の客観性と出来具合 ☐ 記述説明不足（説明責任不充分） ☐ 評価内容が客観性を欠く ☒ 評価内容は客観的と言える		(5) 改革・改善による期待成果 <table><tr><td></td><td></td><th colspan="3">コスト</th></tr><tr><td></td><td></td><th>削減</th><th>維持</th><th>増加</th></tr><tr><th rowspan="3">成果</th><th>向上</th><td></td><td></td><td></td></tr><tr><th>維持</th><td></td><td>○</td><td></td></tr><tr><th>低下</th><td></td><td></td><td></td></tr></table>			コスト					削減	維持	増加	成果	向上				維持		○		低下			
			コスト																						
			削減	維持	増加																				
成果	向上																								
	維持		○																						
	低下																								
(2) 2 次評価者としての評価結果 ①目的妥当性 ☒ 適切 ☐ 見直し余地あり ②有効性 ☒ 適切 ☐ 見直し余地あり ③効率性 ☒ 適切 ☐ 見直し余地あり ④公平性 ☒ 適切 ☐ 見直し余地あり																									
(3) 2 次評価者として判断した今後の事業の方向性 ☐ 廃止 ☐ 休止 ☐ 目的絞込み ☐ 目的拡充 ☐ 事業統廃合 ☐ 事業のやり方改善 ☐ 予算削減 ☐ 予算増大 ☒ 現状維持（従来通りで特に改革改善をしない）	(4) その他 2 次評価会議で指摘された事項																								